

秘密指定解除
外交記録・情報公開室

極秘
手

杉 首席代表

アジア局長

宇山審議官

ト部參事官

~~北東アジア課長~~

10 韓政治抗衛 第2回会談記録

22. 3. 18

北東アジア課

本件会談(3月18日午前1時45分より)

午前1時5分まで、小坂外務大臣と窪外務部長官

との間で、外務大臣接見室において行なわれた。

(午前1時半より)開催予定でござりが、約束の

（幕内側より）

時間の直前まで、重大事件が起つたため

約20分間遅参する旨の連絡があつた。)

出席者（本第1回会談（3回目））

二九

1. 冒頭（崔良富より）、本朝（~~本会議~~）からの金中

ナナナ、随員の報告によれば、池田總理は

国会に於ける社会主義との衝突化を主張し、

右の國の領土、主權に関する問題は

趣である

つい終了されたが、卒直に申してその内容を

聞け。私はいへ来る途中で友人へ附れてい

る所があつた。韓國政府においてはこの会談

を成功させるため、また、兩国間による緊

密な連絡を行つたため、過去数ヶ月にわたり

その方向に努力を傾けていた。

GA-6 日本国の外務省

情勢を基にして最大限の誠意と忍耐を

もって妥協に努力しておる。われわれの忍耐が

限度に達したことはないが、使用経理

の逐年についてもわれわれ将来正當な

外交手本を通じてわれわれの態度を表明

するものであることを予め申し上げおきたい。

本日強調する具体的な計議に入りました

以上申

一、是非申し上げておく必要を感じ述べた次

第である。この発言の小坂大臣の御意見

を承りたる所述べた。これに対し小坂大臣

より新聞の報道をよび汽船

たからといって、他国諸國の合併は韓國の

領土とか 主權とか いつかられるでは

なく、とにかく 韓國が現実の支配力、武力の
現状

だけに及んでいいないと(事実では)、その事実

だけを述べただけである。即韓國は

曲折はあるが、私としては、兩國が近い反対

として親善の実をみず、兩國が共に榮えていく

ためには、努力しなければならぬといふ

考へておき、韓國側におけるどうかの気持ち

で、これらよりは頗る如何なる合意だ。

しかししながら、崔善寅は、さらには日本側の

見解に付し 修正を求める(必要を感じたと前回)

して、一昨日の 説明で 申述べた如く、38度線

は すでに相当前に 突破されており、ある部分

では 38度線より 北から北の方へ 入ってい

つて、38度線といふのは まさにその意味を失

つて、現実は 非武装地帯といふの はあつか

日本側の発言で 度々 38度線といふ言葉が出て

停戦線

の は、朝鮮動乱の状態につづけてある。

現状を ほきり 御存知なく、誤解しておられ

るところから、そういうことではあるが、将來

は おこなは。38度線といふ概念は どうか すこ

いたにきたい。韓国政府が 韓半島の全域に

わざ、唯一の合法の政府であることはつづけは

日本側の過去の記録にも、また いわゆる

御説明の中にも記されている。日本は同盟の

メンバーであり、②連合議の下における行動しておら

れる。韓国政府は 韓半島の全域にわたる唯一

の合法政府であることは 国連大議の前提とした

から(のである)。我がこの立場は既入であるの

との認識を前提としているのである。した

て申せば、たとえいま 韓国の行政が 停止され

から北に及ばないといふ不幸な事実があるとして

6. 日本におけるこの事実は拘らず、韓国

政府は、韓半島における唯一の合法なる政府

と認識されていふのと信じて以下 いろいろと

申上げて、旨 仰せられ。

小坂大臣はこれに付し、日本側にしては、

韓国政府は、朝鮮半島における唯一の合法

政府であるとする立場をとつてゐることは

以上迄まで申す。たゞ、韓国政府の支配の

範囲が、停戦線から北に及んでいたといふ

事實をそのままみて申して、うづけであると集

ねて述べた。

21 次に、雀長官は、今から実業問題に入ること

と前置して、以下のように述べた。

「月曜日入第、国会談て、小坂外相が日本側

考究の

① 請求権問題に関する説明を行なわれ、これ

認

された。文書としれたところが、私はその後

これを充分に検討してみた。その結果、一昨日

以下の如き書面を、去る 11 月 9 日 日本国側の駐^ニ支那

在支小妻団^ハ主席委員から韓國側主席委員に

渡された書面は、(これが) 日本国側の立場と内容

が、実質的に同じであることを發見した。韓國

側主席委員 全閣相代議が その書面を受けて、大

時、内容に付いたもの場で韓国側の意見を

表明し、また、将来必要な際は意見を申上げる

と述べたこと。全固根代表から報告された。

次に日本側はおいた本請求権問題に関する

実務者会議で出されたものと全く同じもの

との外相会談に提出されたわけで、それで

日本側が

は、この外相会談が成功した実務者会議の

延長としてよいとしているよう印象をうけた。

されば、それはこの外相会議の目的

及ぼすのみならず、この会議の円満な結果

達成を行った上での助けたところである。

文句。小坂大臣が述べられた諸問題に対するは

すなはちわれわれの美術者会議の委員連が

韓国側の立場を(は)き)表明したので、今ま

う私がこの席で發言するに至る(のと居)

いとくも場合によつては要するに^{とされば}議題^{議要}が請求權

の主席委員会した発言せる用意ある。

以上申上げたところ諸君いかんか。

われわれとしてこの会議でわれわれのやる

べき次の問題に入るのがよいかどうか

と考へる。~~考へ~~からしては^{明日}財産請求権問題に入

る。具体的な討議。例えは日本との韓國への

請求権の支払いの額に関する、もう少しやむを得ない

空氣の下で交渉を進めて行くのが、建設局の方

方法ではないかと考える。従って、1月10日の会議

の直前まで開いて事前の合意に達しておくため

韓国側では裴首席代表と文政務局長を指名

するので、日本側では代表を指名され、これが

一端に相談することにしておこう。

二点目次

小坂大臣より、私としては請求権問題と議題

12月14日午後2時まで話し合へることに決意した

は、3月12日までの日本政府の考え方を申述べた

わけである。それがかつて審査部へんで、

付議されたところと同じであるといわれたが、

これは正に当然なことであり、請求権問題

(3つ目) 法律的、条約的(=考えられねばならぬ)

かか、事務的(=政治的)の立場も同じで同じこと

であるを主張し、請求権に関する意見を担当省

からさらに具体的(=述べ合)といつてられた。

それでこの点は異議はない、しかししながら

折角 貴大臣も来ておられるところであります。詰合へ

を政治的に、より高いレベルでやうやくといつれ

るが理解できる次第である。ただしそうは申し

て、私が発言したことと全面的に否定される

7-25 以下、日本側として中國より文を送り、あと

これは当然はことを申し述べてあるからである。

私の發言以後となるを前提としてより高いレベル

で、やわらかい空氣の下でやろうといふことはされぬ。

私はそれと同様する。日本側は李首座(代表)

中国アシア局長を指名する旨答えた。

これに対し崔長寅(崔長寅)、韓國側の立場は

△△△ ~~△△△~~ 金潤根主席委員がすでに明らかにして

おり、將來述べるつもりである。これが韓國

政府を代表していふことを承知されたい、即ち韓

両国の考定が付され、平行線を辿つた。

（）事実上否定しない。それだけでこの会談

（）会談、外相の会談が開かれていたわけである

とくに述べた。崔長官は支那、明日から日本

具体的な計議の進歩方について、指名された三人が

事前に合意に達するとして、1月10から会議

を進めるとしていたい、本日はこれだけにしておき

（）旨述べた。（崔長官は、韓国語で対大

使に入り、「日本語をうか」とおひかけたが、

新聞発表権につき打合せる要ありとのこと

制せられた。）（以上が9時15分までの会談内容）

（）発表権につき打合せが、日本語で行なわ

れて、この間に(中) 翁長宣付「(今) 諸の件」と、萩大使

1. 隊国語(=聞こえていた。)

2. 打合せの結果、新聞発表は、第1回(3月)の

日本側の発言に対して、韓国側の考定の説明

が行われた後、次の会議の進め方について

討議するため、日本側は 杉首席代表、伊藤了三

ア局長、韓国側は 萩首席代表、文政務官長

を指名し、~~→~~ 諸会議が行われることに

なることを了承した(合意された。(後刻

伊藤局長と萩大使との打合せの結果、本件会

合は、14日午後3時から、慶友会館で行なわれ

ることにいたる。)

4 (以下 非公式発言といふとして、9時35分

まで 次のように 座列が 行なわれた。

極秘
まで

日韓政治折衝第2回会談記録

昭37.3.14

北東アジア課

本件会談は3月14日午前8時45分より9時15分まで、小坂外務大臣と崔外務部長官との間に、外務大臣接見室において行なわれた。（午前8時半より開催予定であつたが、約束の時間の直前に至り、韓国側より重大事件が起つたため約20分間遅参する旨の連絡があつた。）出席者は第1回会談に同じ。

1. 冒頭崔長官より、本朝この会談に来る途中でうけた隨員の報告によれば、池田総理は国会における社会党議員の質問に対し、わが国の領土、主權に関連する問題について答弁された趣であるが、率直に申してその内容を聞き、私はここへ来る途中も気分が晴れないものがあつた。韓国政府においてはこの会談を成功させるため、また、両国間によい雰囲気をつくりあげるため、過去数カ月にわたりその方向に努力を傾けてきたし、日本国内の情

勢をも斟酌して最大限の誠意と忍耐をもつて妥結に努力してきた。われわれの忍耐が限度に達したというのではないが、池田総理の答弁については、われわれは将来正当なる外交チャネルを通じてわれわれの態度を表明するものであることを予じめ申上げておきたい。本日残っている具体的な討議に入る前に一、二是非申上げておく必要を感じ以上申述べた次第である。この私の発言につき小坂大臣の御意見を承りたい旨述べた。これに対し小坂大臣より、新聞報道をどのように読まれたかわからぬが、池田総理の答弁は韓国の領土だとか主権だとかいつておられるのではなく、ただ韓国の現実の支配が38度線の北に現に及んでいないことは事実であり、その事実について述べただけである。日韓会談には曲折はあろうが、私としては、両国が近い友邦として親善の実をあげ、両国が共に栄えていくために互に努力しなければならないという考えて

あり、韓国側においてもどうかこの気持でいられるよう願いたい旨答えた。

しかしながら、崔長官は、さらに、日本側の見解に対し修正を求める必要を感じたと前置して、一昨日の説明でも申述べた如く、38度線はすでに相當前に突破されており、ある部分では38度線よりはるかに北の方に入っている。従つて38度線というのはすでにその意味を失つている、現実に非武装地帯といふものはあるが、日本側の発言で度々38度線という言葉が出るのは、停戦線の状態についてはつきり御存知なく、誤解しておられるところから、そういうことになるのであろう。将来においては、38度線という観念はどうかすべていただきたい。韓国政府が韓半島の全域にわたり、唯一の合法の政府であることについては日本側の過去の記録にも、また、いろいろな御説明の中にも現われている。日本は国連のメンバーであり、国連決議の下に

おいて行動しておられる。韓国政府が韓半島の全体にわたる唯一の合法政府であることは国連決議の前提となつておるものであり、私がこの会議に臨んでいるのもその認識を前提としているものである、くり返して申せば、たとえいま韓国の行政が停戦線から北に及ばないという不幸な事実があるとしても、日本においては、この事実にも拘らず、韓国政府が韓半島における唯一の合法なる政府と認識されているものと信じて、以下いろいろと申上げたい旨くり返した。

小坂大臣はこれに対し、日本側としては、韓国政府が朝鮮半島における唯一の合法政府であるとする立場をとつてゐることはくり返すまでもない。ただ韓国政府の支配の範囲が停戦線から北には及んでないという現実をそのままみて申してゐるわけであると重ねて述べた。

2. 次いで崔長官は、今から実際問題に入ろうと前置して、以下のように述べた。

「月曜日の第1回会談で小坂外相が日本側の請求権問題に関する考え方の説明を行なわれ、これを認めた文書をもいただいたが、私はその後これを充分に検討してみた。その結果、一昨日いただいた書面は、去る3月9日日本側の財産請求権小委員会主席委員から韓国側主席委員に渡された書面にもらられた日本側の立場と内容が実質的に同じであることを発見した。韓国側主席委員金潤根代表がその書面を受けとつたとき、内容についてその場で韓国側の意見を表明し、また、将来必要な時に意見を申上げるとも述べたことを私は金潤根代表から聞いている。日本側においては、請求権問題に関して実務者会議で出されたものと全く同じものをこの外相会談に持出されたわけで、私としては、日本側がこの外相会談をあたかも実務者会談の延長としようとして

いるかのようを印象をうけている。しかりとすれば、それはこの外相会議の目的に反するのみならず、この会談を円満に、効果的に進めて行く上になんらの助けにならないと考える。小坂大臣が述べられた諸問題に関してはすでにわれわれの実務者会議の委員達が韓国側の立場をはつきり表明しているので、今さら私がこの席で発言する必要はないものと思う。もつとも、場合によつて必要とあれば、わが請求権の主席委員をして発言させる用意もある。

以上申上げたような諸点にかんがみ、われわれとしてはこの会議でわれわれのやるべき次の問題に入るのがよいのではないかと考える。明日からでも財産請求権問題に関し、具体的な討議、例えば日本の韓国への請求権の支払いの額について、もう少しやわらかい空気の下で討議を進めて行くのが建設的な方法ではないかと考える。従つて、明日の会議の

進め方に関して事前の合意に達しておくため、韓国側では裴首席代表と文政務局長を指名するので、日本側でも代表を指名され、これらが一緒に相談することとしてはどうか。」

これに対し、小坂大臣より、私としては請求権問題を議題にとり上げて話をして行くことになつたのについては、これに関する日本政府の考え方を申述べたわけであつて、それがかつて事務レベルで討議されたところと同じであるといわれたが、これは正に当然なことであつて、請求権問題については法律的、条約的に考えられねばならず、事務的にも政治的にもそれは同じだとせざるをえない。請求権に関する意見を担当者からさらに具体的に述べ合うということであれば私としてもそれに異議はない。しかしながら折角貴長官もきておられることがあるし、話合いを政治的に、より高いレベルでやりたいといわれたことも理解できる次第である。ただそうは申しても、私が発言したことを見全面的に

否定されるのであれば、日本側としても困らざるをえない。私としては当然なことを申し立てであるからである。私の発言したところを前提として、より高いレベルでやわらかい空気の下でやろうということであれば、私もそれに同意する。日本側は杉首席代表、伊関アジア局長を指名する旨答えた。

これに対し崔長官は、韓国側の立場については金潤根主席委員がすでに明らかにしており、将来も述べるであろうが、これは韓国政府を代表しているものと承知されたい。日韓両国の考え方方が対立し、平行線を辿っているという事実は否定しない。それがためにもこの政治会談、外相会談が開かれているわけであるとくり返した。崔長官はさらに、明日からの具体的討議の進め方について指名された二人が事前に合意に達することとして、明日から会議を進めることにしたい。本日はこれだけにしておきたい旨述べた。（崔長官は、韓国語で裴大使に対し、「で

は帰ろうか」とよびかけたが、新聞発表振り
につき打合せる要ありということで制せられ
た。) (以上が夕時15分までの会談内容)
(発表振りにつき打合せが日本語で行なわれ
ている間にも崔長官は「もう終つたか」と裴
大使に韓国語で聞いていた。)

3. 打合せの結果、新聞発表は、第1回会談の日本側の発言に対して韓国側の考え方の説明が行なわれた後、次の会議の進め方について討議するため、日本側は杉首席代表、伊関アジア局長、韓国側は裴首席代表、文政務局長を指名し、話し合いが行なわれることになつたとすることに合意をみた。（後刻伊関局長と裴大使との打合せの結果、本件会合は14日午後3時から霞友会館で行なわれることになつた。）

4. 以下非公式発言ということで、9時35分まで次のような応酬が行なわれた。

